

彦根市建設工事条件付一般競争入札実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、彦根市が発注する建設工事の請負契約において、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の5の2の規定に基づき、契約ごとに必要な入札参加資格を定めて行なう一般競争入札(以下「条件付一般競争入札」という。)を実施するに当たり、地方自治法(昭和22年法律第67号)、施行令および彦根市契約規則(昭和44年彦根市規則第33号)その他の法令に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。
(対象工事および入札方式等)

第2条 条件付一般競争入札に付する建設工事(以下「対象工事」という。)は、原則として1件につき予定価格が1000万円以上のものとする。ただし、特に緊急を要する工事その他条件付一般競争入札に付することが適当でないとして市長が認めるものについては、この限りでない。

2 対象工事は、入札前に入札参加申請者の入札参加資格に関する事項を事前に審査する入札(以下「事前審査」という。)と入札後に落札候補者(予定価格までの範囲内(最低制限価格を設けたものにあつては、最低制限価格から予定価格までの範囲内)の金額で応札した者をいう。以下同じ。)の入札参加資格に関する事項を審査する入札(以下「事後審査」という。)の方法に区分して入札を行うものとする。

3 市長は、前2項の規定による対象工事および入札方式を指定するときは、彦根市建設工事等契約審査委員会(以下「契約審査委員会」という。)の審議を経て決定するものとする。

4 郵便による入札および施行令第167条の10の2に規定する総合評価落札方式による入札の執行については、市長が別に定めるところによるものとする。

(入札の公告)

第3条 市長は、対象工事を発注しようとするときは、次に掲げる事項を掲示その他の方法により公告するものとする。

- (1) 工事の概要
- (2) 入札参加資格要件等に係る事項
- (3) 予定価格
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(参加資格)

第4条 対象工事の入札に参加しようとする者(共同企業体として入札に参加しようとする者にあつては、当該共同企業体の全ての構成員)は、次に掲げる要件を全て満たさなければならぬ

い。

(1) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者

イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者

(2) 当該入札に係る第3条の公告時において、有効な彦根市入札参加資格者名簿(以下「名簿」という。)に登載されている者であること。

(3) 彦根市入札参加停止措置に関する要綱(平成27年彦根市告示第12号)に基づく入札参加停止の措置期間中でないこと。

(4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更正手続開始の申立てがなされている者(更正手続開始の決定を受けている者を除く。)または民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。

(5) 対象工事に係る設計業務等の受託者または当該受託者と資本もしくは人事面において関連がある建設業者でないこと。この場合において、「当該受託者と資本もしくは人事面において関連がある建設業者」とは、次のアまたはイのいずれかに該当する者とする。

ア 当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、またはその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者

イ 建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者

2 対象工事の入札に参加しようとする者は、対象工事ごとに次の各号に掲げる要件のうち市長が指定するものを満たさなければならない。

(1) 対象工事の工事種別に係る経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の総合評定値(P点)が、市長が定める一定の数値以上であること

(2) 対象工事と同種または類似の工事の施工実績があること。

(3) 対象工事に配置を予定する現場代理人、主任技術者または監理技術者等が市長が指定する要件を満たしていること。

(4) 名簿における総合数値が市長が定める点数以上であること。

(5) 名簿において市長が指定する格付に登録されていること。

(6) 市長が指定する区域内に主たる営業所を有すること。

(7) 対象工事の工事種別に係る経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の 2 年または 3 年平均完成工事高が市長が定める一定の金額以上であること。

(8) 前各号に掲げるもののほか、対象工事の特性に応じ市長が必要と認める事項を満たしていること。

(競争参加資格の決定)

第 5 条 市長は、対象工事の入札に参加する者に必要な資格について、契約審査委員会の審議を経て決定するものとする。

(事前審査による競争入札に係る入札参加手続および資格の審査)

第 6 条 事前審査による競争入札に参加しようとする者は、当該入札の公告で指定する期限までに、条件付一般競争入札参加申請書(別記様式第 1 号。以下「参加申請書」という。)に市長が指定する資料を添えて、契約担当課(室)に提出するものとする。

2 事前審査による入札参加資格の審査は、契約担当課(室)が行うものとする。なお、この場合において、契約審査委員会の審査は省略するものとする。

(事後審査による競争入札に係る入札参加手続および資格の審査)

第 7 条 事後審査による競争入札に参加しようとする者は、当該入札の公告で指定する期限までに、参加申請書に市長が指定する資料を添えて、契約担当課(室)に提出するものとする。参加申請書を提出した者は、原則として当該入札に参加できるものとする。

2 事後審査による競争入札参加資格の審査および落札者の決定は、入札を終了した後に行うものとする。この場合、入札執行者は、速やかに落札候補者のうち最低の価格をもって行った者(以下「第一順位の落札候補者」という。)に連絡し、当該入札の公告に示す条件付一般競争入札参加資格確認申請書(別記様式第 2 号)その他入札参加資格確認書類(以下これらを「確認書類等」という。)の提出を指示するものとする。

3 確認書類等は、前項の規定により提出を指示した日の翌日から起算して 2 日(市の休日を除く。)以内に契約担当課(室)に直接持参により提出するものとする。

4 第一順位の落札候補者が前項の規定による提出期限内に確認書類等を提出しないときは、当該落札候補者のした入札は、無効とする。

5 第一順位の落札候補者が入札参加資格要件を満たしているか否かの審査は、契約審査委員会において審査を行い、審査の結果、当該落札候補者が参加資格を満たしていない場合には、その者のした入札は無効とし、次に低い価格を提示した落札候補者(以下「次順位の落札候補者」という。)について審査を行うものとする。この場合において、第 2 項、前項および本項中「第一順位の落札候補者」とあるのは「次順位の落札候補者」と読み替えるものとする。

入札価格の低い順に落札候補者について順次審査を行い、入札参加資格を満たす者が確認できるまで審査を行うものとする。

(入札参加資格不適合者の通知等)

第8条 市長は、前2条に規定する資格の審査の結果、入札参加資格が無いとした者に対してのみ、期限を定めて、資格が無いとした理由を付して、その旨を条件付一般競争入札参加資格確認通知書(別記様式第3号)により当該申請者に通知するものとする。この場合において、当該通知には、入札参加資格が無いとした理由について説明を求めることができる旨を明らかにしておかなければならない。

2 入札参加資格が無い旨の通知を受けた者は、市長が定める期限までに書面によりその理由について説明を求めることができるものとする。

3 市長は、前項の規定により入札参加資格が無いとした理由について説明を求められたときは、書面により回答しなければならない。

(設計図書等の配布等)

第9条 入札に付された当該工事の仕様書、設計書および図面等(以下「設計図書等」という。)の配布は、市長が指定した販売店において販売することにより行うものとする。

2 当該工事の設計図書等の閲覧は、市長が指定した期間および場所において閲覧に供するものとする。

3 入札に参加しようとする者は、設計図書等について質問をすることができるものとする。ただし、質問の方法、期間等は、当該入札の公告で指定するところによるものとする。

4 市長は、前項の規定により質問があったときは、当該質問に対する回答を掲示その他の方法により閲覧に供するものとする。

(秘密の保持等)

第10条 申請者から提出された資格審査資料は、返還しない。また、市長は、その内容を公表しないものとする。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、入札の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要領は、平成20年5月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の規定は、この要領の施行の日以後に発注手続に着手する契約について適用し、同

日前に発注手続に着手したものについては、なお従前の例による。

付 則

この要領は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要領は、平成 27 年 2 月 13 日から施行する。